

定期預金規定

[1] 期日指定定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部についての預入日の1年後の応当日（証書面または通帳記載の据置期間満了日）から証書面または通帳記載の最長預入期間までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定するときは、当店に対して1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満……証書面または通帳記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上……証書面または通帳記載の「2年以上」の利率（以下2年以上利率）といえます。）
 - (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (3) この預金を「預金共通規定」第3条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満……解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90%
 - (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日をして日割で計算します。
- この他、「預金共通規定」各条項によります。

[2] 自動継続期日指定定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳また証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳または証書記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次の定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引き続き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの期間および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満の場合
通帳または証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上の場合
通帳または証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座

へ入金するかまたは元金に組入れます。

(4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) この預金を「預金共通規定」第3条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とします。

その他、「預金共通規定」各条項によります。

[3] 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

1. （預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にするこの預金(以下「中間利息定期預金」という。)とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

③ 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前項にかかわらず、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

④ 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「預金共通規定」第3条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(複利型とした場合は6か月複利の方法によります。)し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

I 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- ③ 1年以上3年未満……………約定利率×70%

II 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

III 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%

- ③ 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×80%
- ⑦ 3年以上5年未満・・・・・・・約定利率×90%

IV 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満・・・・・・・約定利率×30%
- ③ 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×40%
- ④ 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×50%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×60%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×70%
- ⑦ 3年以上4年未満・・・・・・・約定利率×80%
- ⑧ 4年以上5年未満・・・・・・・約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、当組合所定の預金証書または払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳または証書とともに提出してください。

この他、「預金共通規定」各条項によります。

[4] 自動継続自由金利定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)

1. (自動継続)

(1) 自動継続自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」という。) は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利定期預金 (M型) に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日 (継続をしたときはその満期日) までにその旨を申出てください。ご申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日 (継続をしたときはその継続日。以下第2条第1項

および第2項において同じ。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および通帳または証書記載の利率(継続後の預金については上記第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」という。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後、3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金(以下それぞれ「自由金利型2年定期預金(M型)」、「自由金利型3年定期預金(M型)」、「自由金利型4年定期預金(M型)」、「自由金利型5年定期預金(M型)」という。)の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、自由金利型2年定期預金(M型)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 自由金利型3年定期預金(M型)、自由金利型4年定期預金(M型)および自由金利型5年定期預金(M型)を複利型とした場合のこの預金の利息は、前号にかかわらず、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法により計算し、満期日に支払います。
 - ③ 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。
- ① 自由金利型2年定期預金(M型)、自由金利型3年定期預金(M型)、自由金利型4年定期預金(M型)および自由金利型5年定期預金(M型)以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」という。)とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。
 - C 満期払利息は満期日に元金を組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合

計して自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

- ③ 自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）および自由金利型5年定期預金（M型）の中間払利息は中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息および自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）および自由金利型5年定期預金（M型）を複利型とした場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、元金に組入れて自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）および自由金利型5年定期預金（M型）に継続します。

- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (4) この預金を「預金共通規定」第3条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

I 自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）および自由金利型5年定期預金（M型）以外の場合

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- ③ 1年以上3年未満……………約定利率×70%

II 自由金利型3年定期預金（M型）の場合

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

III 自由金利型4年定期預金（M型）の場合

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満…約定利率×80%

⑦ 3年以上4年未満…約定利率×90%

IV 自由金利型5年定期預金（M型）の場合

① 6か月未満…解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満…約定利率×30%

③ 1年以上1年6か月未満…約定利率×40%

④ 1年6か月以上2年未満…約定利率×50%

⑤ 2年以上2年6か月未満…約定利率×60%

⑥ 2年6か月以上3年未満…約定利率×70%

⑦ 3年以上4年未満…約定利率×80%

⑧ 4年以上5年未満…約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、当組合所定の預金証書または払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

この他、「預金共通規定」各条項によります。

[5] 自由金利型定期預金規定（大口定期）

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以降にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

また、預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を「預金共通規定」第3条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

- ① 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
この他、「預金共通規定」各条項によります。

[6] 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

1. （自動継続）

- (1) この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、満期日における当組合所定の利率とします。ただ

し、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。ご申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下第2条第1項 および第2項において同じ。）から満期日の前日までの日数（以下これらを「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については前条第2項の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後、3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金（以下それぞれ「自由金利型2年定期預金」、「自由金利型3年定期預金」、「自由金利型4年定期預金」、「自由金利型5年定期預金」という。）の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ① 自由金利型2年定期預金、自由金利型3年定期預金、自由金利型4年定期預金および自由金利型5年定期預金の中間払利息は中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 前号以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日に置ける普通預金の利率により計算します。

- (4) この預金を「預金共通規定」第3条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および次の利率によって計算し、この預金とともに

に支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率—約定利率×30%

C 約定利率— $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率—約定利率×30%

B 約定利率— $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、「預金共通規定」各条項によります

[7] 満期自由型複利定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

- (1) 満期自由型複利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前(1)による預金（一部支払をしたときはその支払い後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から証書面または通帳記載の最長お預かり期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、一部支払い後の預金元金についての適用利率は以下によるものとします。
- ① 一部支払い後の預金元金残高が300万円以上の場合は、この預金の預入日の満期自由型複利定期預金300万円以上の利率を継続して適用します。
- ② 一部支払い後の預金元金残高が300万円未満の場合は、この預金の当初預入金額にかかわらず、残りの期間（預金元金残高が300万円を下回った日以

降) この預金の預入日の満期自由型複利定期預金300万円未満の利率を適用します。なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高について、引続き自動継続取扱いをします。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日(最長お預かり期限以後に支払う場合には最長お預かり期限)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払い時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。

A 6か月以上1年未満

B 1年以上1年6か月未満

C 1年6か月以上2年未満

D 2年以上2年6か月未満

E 2年6か月以上3年未満

F 3年以上4年未満

G 4年以上5年未満

H 5年

(2) この預金の最長お預かり期限以後の利率は、最長お預かり期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「預金共通規定」第3条1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、「預金共通規定」各条項によります。

[8] 自動継続満期自由型複利定期預金規定

1. (自動継続)

(1) 自動継続満期自由型複利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書面または通帳記載の最長お預かり期限に自動的に満期自由型複利定期預金として継続します。ただし、継続後の満期自由型複利定期預金の元金額が当組合所定の金額以上となる場合はこの取扱いをいたしません。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。

(3) 継続を停止するときは、最長お預り期限(継続をしたときはその最長お預り期

限。以下同様とします。)までにその旨を申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日(継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日)以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前(1)による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から証書面または通帳記載の最長お預かり期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、一部支払い後の預金元金についての適用利率は以下によるものとします。
 - ① 一部支払い後の預金元金残高が300万円以上の場合は、この預金の預入日(継続をしたときは継続日)の満期自由型複利定期預金300万円以上の利率を継続して適用します。
 - ② 一部支払い後の預金元金残高が300万円未満の場合は、この預金の当初預入金額にかかわらず、残りの期間(預金元金残高が300万円を下回った日以降)この預金の預入日(継続したときは継続日)の満期自由型複利定期預金300万円未満の利率を適用します。なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高について、引続き自動継続取扱いをします。
- (3) 継続停止の申出があった場合は、最長お預かり期限以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い日)に預入日から最長お預かり期限(解約するときは解約日、ただし、最長お預かり期限以後に解約するときは最長お預かり期限。一部支払いをするときは一部支払い日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(継続後の預金については前記の1(2)の利率)によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
 - A 6か月以上1年未満
 - B 1年以上1年6か月未満
 - C 1年6か月以上2年未満
 - D 2年以上2年6か月未満
 - E 2年6か月以上3年未満
 - F 3年以上4年未満
 - G 4年以上5年未満
 - H 5年
- (2) 継続後の預金についても前(1)と同様の方法によります。

- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金しまたは元金に組入れます。
 - (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
 - (5) 継続を停止し、最長お預かり期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長お預かり期限以後の利息は、最長お預かり期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (6) この預金を「預金共通規定」第3条1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- その他、「預金共通規定」各条項によります。

[9] 変動金利定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、金額に応じて、その預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方法により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

ただし、複利扱のこの預金の利息の取扱については、後記第2項によります。

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」という。)および通帳または証書記載の中間利払利率(前条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間利払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
- また、預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ この預金を「預金共通規定」第3条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

A 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A) 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

b 1年以上3年未満……………約定利率×70%

B) 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満……………約定利率×40%

b 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%

c 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%

d 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%

e 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

(2) 複利扱のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

この預金を「預金共通規定」第3条1項により複利扱のこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%
- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
その他、「預金共通規定」各条項によります。

[10] 自動継続変動金利定期預金規定

1. 自動継続

- (1) この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、金額に応じて継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。
ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (2) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。
この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

- この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下第2条および第3条第1項において同じ。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、金額に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。
ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

ただし、複利扱のこの預金の利息の取扱については、後記第2項によります。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（前条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金について上記第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ この預金を「預金共通規定」第3条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

A 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A) 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

b 1年以上3年月未満……………約定利率×70%

B) 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満……………約定利率×40%

b 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%

- c 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%
- d 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%
- e 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90%

(2) 複利扱のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

この預金を「預金共通規定」第3条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90%

(3) 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後のこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
この他、「預金共通規定」各条項によります。